海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について 新旧対照表 (第6管理期間(令和2年漁期))

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」につ | 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」につ いて いて

改正後

(第6管理期間(令和2年漁期))

令和元年12月26日公表 令和2年3月2日一部改正 令和2年5月1日一部改正 令和2年5月28日一部改正 令和2年9月18日一部改正 令和2年10月1日一部改正 令和2年12月16日一部改正

令和3年2月1日一部改正

改正前

(第6管理期間(令和2年漁期))

令和元年12月26日公表 令和2年3月2日一部改正 令和2年5月1日一部改正 令和2年5月28日一部改正 令和2年9月18日一部改正 令和2年10月1日一部改正 令和2年12月16日一部改正

- 第1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針 (略)
- 第2 くろまぐろの動向に関する事項 (略)
- 第3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項
 - 1 くろまぐろの第6管理期間の漁獲可能量の設定は、WCPFC の決定を踏まえ、以 下のとおりとする。ただし、漁獲上限に係る WCPFC の保存管理措置が変更された 場合には漁獲可能量の改定を行うものとする。
 - (1) 小型魚の漁獲可能量は、平成14 (2002) 年から平成16 (2004) 年までの平均 漁獲量の 50% (8,015 トン→4,007 トン) から、大型魚の漁獲可能量へ振り替 えた数量 (450.0 トン) を減じた数量 (3,557.0 トン) に第5管理期間における 未利用分の繰越数量 (681.1 トン) を加えた数量 (4,238.1 トン) とする。この うち配分を留保する数量を20.0 トンとする。

- 第1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針
- 第2 くろまぐろの動向に関する事項 (略)
- 第3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項
- 1 くろまぐろの第6管理期間の漁獲可能量の設定は、WCPFCの決定を踏まえ、以 下のとおりとする。ただし、漁獲上限に係る WCPFC の保存管理措置が変更された 場合には漁獲可能量の改定を行うものとする。
 - (1) 小型魚の漁獲可能量は、平成14 (2002) 年から平成16 (2004) 年までの平 均漁獲量の 50% (8,015 トン→4,007 トン) から、大型魚の漁獲可能量へ振 り替えた数量 (250 トン) を減じた数量 (3,757 トン) に第5管理期間におけ る未利用分の繰越数量(681.1 トン)を加えた数量(4,438.1 トン)とする。 このうち配分を留保する数量を220.0トンとする。

(2) 大型魚の漁獲可能量は、平成14 (2002) 年から平成16 (2004) 年までの平均 漁獲量(4,882 トン)に、小型魚の漁獲可能量から振り替えた数量(450.0 トン)、第5管理期間における未利用分の繰越数量(527.5 トン)及び台湾から移 譲された数量(300 トン)を加えた数量(6,159.5 トン)とする。このうち、配 分を留保する数量を270.4 トンとする。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
くろまぐろ	第6管理期間	10,397.6トン
小型魚	第6管理期間	<u>4,238.1</u> トン
大型魚	第6管理期間	6, 159. 5 トン

2 (略)

第4 くろまぐろの漁獲可能量のうち大臣管理漁業の種類別に定める数量に関する事項 (略)

- 第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項
 - 1 (略)
 - (1) 小型魚

都道府県名	数量(トン)
北海道	<u>95. 8</u>
青森県	350. 1
岩手県	93. 7
宮城県	74. 4
秋田県	51. 7
山形県	14. 7
福島県	13. 6
茨城県	28. 3
千葉県	<u>99. 3</u>
東京都	15.8
神奈川県	47. 3
新潟県	77. 2
富山県	134. 5

(2) 大型魚の漁獲可能量は、平成14 (2002) 年から平成16 (2004) 年までの平均漁獲量 (4,882 トン) に、小型魚の漁獲可能量から振り替えた数量 (250 トン)、第5管理期間における未利用分の繰越数量 (527.5 トン) 及び台湾から移譲された数量 (300 トン) を加えた数量 (5,959.5 トン) とする。このうち、配分を留保する数量を 70.4 トンとする。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
くろまぐろ	第6管理期間	10,397.6トン
小型魚	第6管理期間	4,438.1 トン
大型魚	第6管理期間	5,959.5 トン

2 (略)

- 第4 くろまぐろの漁獲可能量のうち大臣管理漁業の種類別に定める数量に関する 事項 (略)
- 第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項
 - 1 (略)
 - (1) 小型魚

都道府県名	数量(トン)	
北海道		<u>124. 8</u>
青森県		350. 1
岩手県		93. 7
宮城県		74. 4
秋田県		51.7
山形県		14. 7
福島県		13.6
茨城県		28.3
千葉県		<u>92. 4</u>
東京都		15.8
神奈川県		47. 3
新潟県		77. 2
富山県		134. 5

石川県	<u>131. 0</u>
福井県	<u>31. 6</u>
静岡県	35. 5
愛知県	0. 1
三重県	58. 7
京都府	36. 1
大阪府	0. 1
兵庫県	6. 1
和歌山県	50.8
鳥取県	10.8
島根県	107. 7
岡山県	0. 1
広島県	0.1
山口県	138. 1
徳島県	<u>16. 6</u>
香川県	0.1
愛媛県	12. 9
高知県	113. 5
福岡県	17. 3
佐賀県	4. 1
長崎県	882. 6
熊本県	11. 2
大分県	3.8
宮崎県	<u>26. 9</u>
鹿児島県	23. 5
沖縄県	0.1
計	2, 815. 8

(2) 大型魚

都道府県名	数量(トン)
北海道	<u>271. 5</u>
青森県	588. 0
岩手県	80.6
宮城県	30. 2

石川県	<u>121. 0</u>
福井県	<u>29. 6</u>
静岡県	35. 5
愛知県	0. 1
三重県	58. 7
京都府	36. 1
大阪府	0.1
兵庫県	6. 1
和歌山県	50.8
鳥取県	10.8
島根県	107. 7
岡山県	0.1
広島県	0.1
山口県	138. 1
徳島県	<u>13. 6</u>
香川県	0.1
愛媛県	12. 9
高知県	113. 5
福岡県	17. 3
佐賀県	4. 1
長崎県	882. 6
熊本県	11. 2
大分県	3.8
宮崎県	<u>19. 8</u>
鹿児島県	23. 5
沖縄県	0. 1
計	2, 815. 8

(2) 大型魚

都道府県名	数量(トン)
北海道	<u>308. 5</u>
青森県	588. 0
岩手県	80. 6
宮城県	30. 2

秋田県	40.1
山形県	11.8
福島県	1.0
茨城県	6.8
千葉県	<u>58. 1</u>
東京都	<u>36. 8</u>
神奈川県	6.9
新潟県	116. 2
富山県	16.8
石川県	<u>9. 3</u>
福井県	<u>17. 2</u>
静岡県	<u>30. 0</u>
愛知県	1.0
三重県	26. 7
京都府	33. 5
大阪府	1.0
兵庫県	10.6
和歌山県	<u>33. 6</u>
鳥取県	1.0
島根県	33.6
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	<u>45.8</u>
徳島県	<u>7. 4</u>
香川県	1.0
愛媛県	6.6
高知県	19. 0
福岡県	8.7
佐賀県	8.6
長崎県	197.8
熊本県	2.8
大分県	7. 4
宮崎県	36. 3

秋田県	40. 1
山形県	11.8
福島県	1.0
茨城県	6.8
千葉県	<u>50. 2</u>
東京都	<u>26. 5</u>
神奈川県	6. 9
新潟県	116. 2
富山県	16.8
石川県	<u>19. 3</u>
福井県	<u>19. 2</u>
静岡県	<u>21. 7</u>
愛知県	1.0
三重県	26. 7
京都府	33. 5
大阪府	1.0
兵庫県	10.6
和歌山県	<u>23. 2</u>
鳥取県	1.0
島根県	33. 6
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	<u>35. 0</u>
徳島県	<u>10. 4</u>
香川県	1.0
愛媛県	6.6
高知県	19. 0
福岡県	8. 7
佐賀県	8.6
長崎県	197.8
熊本県	2.8
大分県	7.4
宮崎県	36. 3

	鹿児島県	10.4		鹿児島県	10. 4
	沖縄県	<u>225. 2</u>		沖縄県	220. 9
	計	2041. 3		計	2041.3
2~	10 (略)		2~	~10 (略)	
第6 •	第7 (略)		第6·	・第7 (略)	